平成２６年（フ）第３４７号
東京都青梅市大門１丁目553番地メゾンバーディＡ102
債務者　郡司　芳正
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９８８号
東京都八王子市楢原町431―１―102
債務者　昆　　哲郎
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０号
栃木県那須塩原市下厚崎354番地９
債務者　横田　　智
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４９号
静岡市清水区蒲原新田１丁目16番４号　レオパレス新田102号、前住所静岡市清水区由比北田144番地の４
債務者　八木澤光由
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１号
栃木県下都賀郡壬生町大字福和田1592番地35
債務者　山本由香利
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１７号
茨城県つくば市小野崎286番地４
破産者　池田　　宏
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
茨城県つくば市小野崎286番地４
破産者　池田香代子
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３３５号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目868番地44
破産者　深谷加寿子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
栃木県栃木市湊町７番２号
破産者　齋藤　守弘
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１２７４号
名古屋市熱田区旗屋２丁目20番11号、従前の住所名古屋市中川区柳瀬町１丁目６番地　やなせハイツ202号
破産者　奥村　　健
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０９号
名古屋市東区主税町４丁目72番地の１　アーバニア主税町202号
破産者　上山　泰子
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０１号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅３棟412号、従前の住所名古屋市守山区吉根１丁目911番地　カトルセゾン101号
破産者　菓子厨房マルシェこと　梅基　和貴
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６９号
北海道千歳市幸福４丁目１番11―305号　ハッピーロード
破産者　薦田　　仁
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１６号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目８番13―406号
破産者　関谷　光弘
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４２号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地15　グレイス美術館通プレーディオ802号
破産者　元木　孝夫
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０１号
茨城県水戸市見川３丁目899番地の１
破産者　櫻井　直美
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１７号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美173番地２　グリーンハイツ横田201号
破産者　河内　一晃
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部